

品川区違反広告物除却協力員制度実施要綱

平成16年2月20日

要綱第8号

改正 平成21年3月27日要綱第251号

平成24年3月31日要綱第91号

平成27年3月6日要綱第74号

平成28年2月12日要綱第31号

(目的)

第1条 この要綱は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）に基づき、区が処理することとされた屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第3項および第4項ならびに東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号。以下「都条例」という。）の規定による違反広告物の除却について、区が区民等の協力を得て、区内の路上等における違反広告物の除却を行うことについての必要な事項を定めることにより、まちの安全な歩行空間の形成および美観風致を図るとともに、区民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反広告物 法および都条例に違反している路上等に掲出された立看板、はり札、はり紙
- (2) 立看板 木枠に紙張り、もしくは布張りをし、またはベニヤ板、プラスチック板、その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、または工作物等に立て掛けられているもの。ただし、その材質が金属枠のものまたは、野立看板のように土地に固定された状態で立てられているものを除く。
- (3) はり札 ベニヤ板、プラスチック板、その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの。
- (4) はり紙 紙等に印刷または手書きされた広告物で他の物件に貼付したものの。
- (5) 路上等 区内における区道、区有通路、都道および国道等をいう。

(区の責務)

第3条 区は、区民等による違反広告物の除却について、道路管理者、警察および道路占用者との連絡および立会等連携を図るものとする。

(違反広告物除却協力員)

第4条 区長は、路上等における違反広告物を除却するために、違反広告物除

却協力員（以下「協力員」という。）を置く。

（協力員の資格要件等）

第5条 協力員は、次に掲げる要件を有している者とする。ただし、区長が特に適当と認める場合は、この限りではない。

- （1） 継続的かつ積極的に、違反広告物除却活動をすることができること。
- （2） 違反広告物除却活動に熱意を持ち、ボランティア活動であることを理解していること。
- （3） 20歳以上であること。
- （4） 区内在住または区内在勤であること。

（協力員の公募）

第6条 区長は、代表者を定めた1グループ5人以上で構成する団体に、協力員を公募することができる。

2 前項の代表者は、違反広告物除却協力員登録申請書（第1号様式）により、区長に申請するものとする。

（委嘱）

第7条 区長は、協力員を選定し、協力員に委嘱状（第2号様式）および身分証明書（第2号様式の2）を交付し、腕章を貸与する。

（協力員の任期）

第8条 協力員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

（協力員の解任）

第9条 区長は、協力員が次の各号いずれかに該当するときは、協力員を解任することができる。

- （1） 協力員から辞退の申し出があったとき。
- （2） 協力員として、資格要件に該当しなくなったとき。

（協力員の知識の習得）

第10条 区長は、協力員が違反広告物の除却に関する知識を習得できるよう必要な措置を行うものとする。

（除却活動の手続きおよび方法）

第11条 区長は、協力員に、次の手続きおよび方法により、違反広告物を除却させるものとする。

- （1） 区長は、協力員に、除却活動を行うため必要な違反広告物除却月間予定表（第3号様式）を提出させるものとする。
- （2） 区長は、協力員が除却活動を行う際は、必要な指示を行い、除却させるものとする。
- （3） 区長は、協力員に、除却活動後、除却した違反広告物（以下「除却物」という。）および違反広告物除却報告書（第4号様式）を区に提出させるものとする。
- （4） 区長は、協力員に、原則5名以上で除却活動をさせるものとする。

(5) 区長は、協力員に、除却のときは腕章を着用し、身分証明書を携行させるものとする。

(6) 区長は、協力員に、違反広告物およびその掲出のために使用されている針金、ビニールひも等を除却させるものとする。ただし、次に掲げる広告物を発見した場合は、除却を保留し、区に報告させるものとする。

ア 政党関係の広告物、非営利目的の広告物および信教の自由に関する広告物

イ 店舗等の前に掲出されている広告物

(協力員の除却活動地区)

第12条 協力員は、違反広告物除却月間予定表（第3号様式）により、事前に活動地区を区へ報告し活動するものとする。

(除却対象物等)

第13条 区長は、協力員に、法または都条例の規定に基づき、違反広告物を除却させるものとする。

(除却物の取扱い)

第14条 協力員は、除却した除却物を、紙等の可燃物と針金等の不燃物とに分別して各自で一時保管し、後日区が引き取ることとし、その際に違反広告物除却報告書（第4号様式）と併せて引き渡すこととする。

(トラブルの対応)

第15条 区長は、協力員に、除却する際、違反広告物の掲出者等の間でトラブルが発生した場合は、除却を中止させ、速やかに区と協議し、その指示に従わせるものとする。

(ボランティア保険の加入)

第16条 区は、協力員の除却活動に係るボランティア保険に加入するものとする。

(庶務)

第17条 違反広告物の除却活動に係る庶務は、防災まちづくり部土木管理課土木監察担当（主査）が行う。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

違反広告物除却協力員登録申請書

年 月 日

品川区長 あて

代表者氏名

代表者住所

代表者連絡先

品川区違反広告物除却協力員制度の実施要綱に基づき、次のとおり申請します。

活動地区	
協力員数	名
協力員申込書	別紙のとおり
活動計画等	
備考	受付印

第1号様式の別紙（第6条関係）

協 力 員 申 込 書

私は、品川区違反広告物除却協力員に申し込みます。併せて、ボランティア保険の加入時においては、氏名・住所・電話番号を保険会社に提供することに同意します。

番号	氏名	住所	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

委 嘱 状

様

年度品川区違反広告物除却協力員を委嘱します。

年 月 日

品川区長

印

第2号様式の2（第7条関係）

（表）

第	号	身分証明書		
氏名				
住所				
上記の者は、屋外広告物法第7条第4項による違法広告物の簡易除去作業を委任した者であることを証明する。				
交付年月日	年	月	日	
有効期間	年	月	日	から
	年	月	日	まで
品川区長	印			

（裏）

屋外広告物法（抜粋）

第七条

4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあっては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあっては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあっては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

二 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

違反広告物除却月間予定表

協力員代表者名		
活動地区		
参加者数	人	
参加者名		
活動月日・活動時間帯	月 日	時 ~ 時
活動地区		
参加者数	人	
参加者名		
活動月日・活動時間帯	月 日	時 ~ 時
活動地区		
参加者数	人	
参加者名		
活動月日・活動時間帯	月 日	時 ~ 時

第4号様式（第11条関係）

違反広告物除却報告書

活動地区				
活動年月日		年 月 日		
活動時間帯		午前・午後 時 ～ 時		
協力員	代表者			
	参加者			
種類	内訳	枚数	合計	枚
	はり紙	枚		
	はり札	枚		
	立看板	枚		
報告事項				
活動のときに気がついたことなど				

※注意

- 1 はり紙 紙等に印刷または手書きされた広告物で他の物件に貼付したもの。
- 2 はり札 ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取りはずすことができる状態で工作物等に取り付けられているもの。
- 3 立看板 木わくに紙張り、もしくは布張りをし、またはベニヤ板、プラスチック板、その他これらに類するものに紙をはり、容易に取りはずすことができる状態で立てられ、または工作物等に立て掛けられているもの。ただし、その材質が金属枠のものまたは野立て看板のように土地に固定されている状態で立てられているものは除く。